江別市立豊幌小学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立豊幌小学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、豊幌小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の 関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめ られた児童の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断 するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのない ように努める。
- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの 周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

<具体的ないじめの熊様>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを 判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関係する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を 行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものが ある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ(刑法第176条)
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生	自殺関与(刑法第202条)
が自殺した。	
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害(刑法204条)
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせた	暴行(刑法第208条)
りする。	
裸などの写真・動画をインターネット上で拡	脅迫(刑法第222条)
散すると脅す。	
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥	強要(刑法第223条)
ずかしい行為をさせる。	
教科書等の所持品を盗む。	窃盗(刑法第235条)
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げ	恐喝(刑法第249条)
る。	
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮っ	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポル
て送らせたり、 その写真・動画をSNS上のグ	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに児
ループに送信したりする。	童の保護等に関する法律第7条)

3. いじめ対策のための校内組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、下記の通り「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する(生徒指導担当主管)。

【構成】

校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年ブロック代表、(心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー)。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【いじめ防止対策委員会の主な役割】

- ⑩いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動など に係る情報収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、 関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連 携といった対応を組織的に実施

4. いじめの防止のための取組

- ①いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向か わせないための未然防止に取り組む。
- ②未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で 授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- ④教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や道徳の時間の授業の充実
- ・読書活動やあいさつ運動など、豊かな心と規範意識や思いやりを育成する教育の推進
- ・いじめゼロを目指した児童会活動
- ・縦割り活動や異学年交流を充実させ、自己有用感や自尊感情を高める
- ・すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修の取り組 みを促進し、教職員の資質能力の向上を図る

5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われ たりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ③日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見

逃さないようアンテナを高く保つ。

- ④児童の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」を養い、「援助希求的態度(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと)」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童生徒の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。
- ⑤教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告すること は、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

【主な取組】

- ・いじめアンケートの実施、
- ・アンケート実施後は、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。
- ・児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解したうえで、全児童への教育相談の計画的な実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える
- ・児童の様子について、気付いたことを生徒指導交流等において教職員全体で共有化する
- ・TTや少人数指導体制、休み時間等の巡回を活用し、より大勢の目で当該児童を見守る

6. いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、被害児童を守り通す。
- ②加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度 で指導する。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ⑤いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の 下で取り組む。
- ⑥いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や心の教室相談員、スクールカウン セラーと連携を取りながら指導を行っていく。

7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モ ラルに関する啓発活動を実施する。
- ②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを 行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

・外部講師を活用したネットモラル教室の実施(児童・保護者)

- ・ネットパトロールの実施
- ・児童が主体となったネット利用ルールづくり

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)
- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に 着目して判断する。
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。 ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者 の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告



重大事態の発生

教育委員会に重大事態の発生を報告(教育委員会から市長に報告)



教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する



学校が調査主体の場合

〇 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

・調査組織は「いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第 三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。



○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。



○ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。



つ 調査結果を教育委員会に報告(教育委員会から市長に報告)

・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた 文書の提供を受け、調査結果に添える。



〇 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

〇 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立豊幌小学校 令和6年(2024年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦 痛を感じているもの。

一定の人間関係にある他の児童が行う

いじめとは?

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童 が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- •「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合も あるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか 否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
 - ② <u>被害児童が心身の苦痛を感じていないこと</u> をいいます。
- ・いじめの解消の判断は、**学校いじめ対策組織により判断**します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

豊幌小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を 御覧下さい。 基本方針には、いじめを防止するために校内組織を設置すること、防止や 早期発見のための取り組みについて、いじめが起きた際の対処の在り方、重 大事態への対応フォロー等について明記しています。豊幌小学校は、いじめ がすべての児童等に関係する問題であることを認識し、いじめの問題を克服 するため組織的に取り組みます。

豊幌小学校 いじめ対策組織 の役割や活動 豊幌小学校のいじめ対策組織である、「いじめ防止対策委員会」(生徒指導係、校長、教頭、低学年、中学年、高学年から担任各1名)は、年に3回(5月、11月、2月)の「いじめアンケート」の結果からいじめと認知する事例があるかどうかを判断し、その結果を教育委員会へ報告します。いじめと認知した事例があった場合は、いじめの問題への対応状況について継続的に教育委員会へ報告しながら、問題解決にくけて取り組みます。

本校の いじめ防止に向けた 取組

- ①児童の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」を養い、「援助希求的態度(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと)」を育成します。また、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応します。
- ②インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び 保護者に対して情報モラルに関する啓発資料を提供します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。ご気軽にご相談ください。

令和6年度の江別市立豊幌小学校いじめ防止対策委員会担当は、豊幌小教頭(鴨川)です。

連絡先〇11-383-4440(学校代表電話)

江別市教育委員会の相談窓口

〔参考〕『豊幌小学校いじめ防止基本方針』

→ こちらの QR コードから閲覧できます。

二次元コード

相談窓口	電話番号	相談時間等
江別市教育委員会教育支援課	011-382-4044	祝日・年末年始を除く平日 9~17 時
心のダイレクトメール	江別市ホームページ専用フォームから https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/ 2915.html	